

論文審査結果の要旨

本論文について、令和7年1月21日午前10時から12時にわたり、京都府立大学文学部会議室において公開審査会を実施した。参加者は審査員を含めて7名である。最初に本人より提出論文の概要について発表があり、その後、審査委員や会場参加者による質疑がおこなわれた。質疑のおもな内容は、以下の通りである。

【全体】

①既公表論文が本書の中核を占めているが、各論文発表後の進展目まぐるしい銅鏡研究の最新の研究成果を取り込んだり、『銅鏡からみた漢末三国期の東アジア世界』という一書をなすにあたって適宜加筆修正をすべきだったのではないか。各章間で似たような表現、似たような図面、記述の微妙な齟齬などが散見される。

②文献史料の引用の仕方、銘文資料の解釈に基礎的な誤りが散見される。

【第1章】

③考古資料と文献史料を融合した学際的視点が強調されているが、大事なのは文献史学(中国史、朝鮮古代史、日本古代史)との融合ではないか。後者は厳密な史料批判によって初めて歴史資料になるがその手続きが十分でないのではないか。

【第2章】

④斜縁神獣鏡編年の妥当性を日本の副葬古墳の相対編年との対応に求めているが、それぞれの暦年代観は大きくずれている。製作年代と副葬年代のズレはすべて伝世で説明できるのか？同時期にもたらされたとみている画文帯神獣鏡と副葬時期との上限年代の差はどのように説明するのか。

⑤斜縁鏡群のなかでも面径がある程度の大きさ以上のものについて、公孫氏と倭の公的な通交によるものとみているが、具体的な大きさは？また、日本列島内において王権によって面径の大小にもとづく配り分けが示唆される状況を看取しているが、これらを論証するためには各鏡式の型式ごと、面径ごとの分布図が必要だったのではないか。

⑥斜縁鏡群の生産について公孫氏が直接関与した可能性を否定しつつ、3世紀の銅鏡生産の特徴である「創作模倣」の先駆けとして斜縁鏡群を評価しているが、その製作主体はどのように考えるべきか。

【第3章】

⑦各節、個別的な論点の掘り下げに終始しており、本論文全体のなかでの本章の位置づけが不明瞭ではないか。

⑧伝世鏡については原論文公表後も盛んに研究がなされているが、それらの最新の議論を踏まえた議論になっているか。

【第4章】

⑨倭への銅鏡の流入を考える上で重要な楽浪墓出土銅鏡について検討するにあたって、斜縁鏡群の副葬状況に焦点をあてた検討が必要だったのではないか。

⑩文献史料の記載をもとに公孫氏が山東半島を支配していた、鏡の流通を掌握していたという前提で議論が進んでいるが、文献史学の研究成果をもっとふまえた議論が必要だったのではないか。

⑪長年にわたって議論の続いている邪馬台国の所在地について注で簡単に触れているが、簡単に片づけられるような問題ではないのではないか。

【終章】

⑫東アジア世界の構造を検討すると冒頭で述べていたが、十分に達成できていないのではないか。公孫氏の考古学的実体や、公孫氏の対外交渉全体の中での対倭交渉についてまったく言及がないが、終章では斜縁鏡群が出土していない地域も含めて、漢末三国期の東アジア世界、公孫氏政権の成立（帯方郡の設置）が当該期の東北アジア諸地域に及ぼした歴史的意義や、当該期の東アジアの交通・交易の問題など、もっと俯瞰した議論を展開させるべきだったのではなかったか。

以上の質疑に対して、①については既発表論文については大幅な改変は控えたが、加筆修正すべき部分があったと感じている。②・③・⑦・⑧・⑨・⑪については指摘の通りであり、補完修正の必要を感じている。④については、製作年代と副葬年代の暦年代観のズレについては指摘通りであるが、ここでは斜縁神獣鏡Ⅰ期とⅡ期という編年順序の妥当性の検証のために古墳編年との対応関係を示した。⑤については日本列島内で王権による一元的な入手による流通が基本と捉えているが、特に面径が10cm未満の鏡については、多元的に入手がおこなわれた可能性を現時点では排除できないと考えている。図版については不足があったと感じている。⑥についてはこの時期の銅鏡に見られる創作模倣の動きは権力主体による意思によるものと言うよりは、後漢末の混乱のなかでの、工人集団の移動や再編に伴う、工人による自発的な動きであったと考えており、公孫氏は近隣で製作、流通していたそれらを利用したものと考えている。⑩・⑫については本論文の根幹にかかわる問題であり、今後の課題としておきたい。との回答が本人からあった。

以上の質疑応答を通じても明らかなように、個別の論文における論理構成や資料の提示方法、史料の引用方法にくわえて、本論文を『銅鏡からみた漢末三国期の東アジア世界』という論文題目に見合ったものにするためには、さらに検討すべき課題も残されている。しかしながら、基礎資料の集成作業を研究の土台に据えた銅鏡それ自体の考古学的分析は高く評価できるものであり、文献史料からはアプローチすることが難しい、公孫氏と倭の直接的な関係に、考古資料から光をあてようとした試みは重要で、本論文が呼び水となり、学際的な研究へと展開していく可能性を秘めている。地方自治体の文化財専門職員として勤務する中で、東アジアに広範に分布する銅鏡について研究を継続し、独創性の高い論文をまとめることができたことは、筆者の高い資質を証明するものである。

よって本委員会は、本論文が博士（歴史学）の学位授与評価基準を満たしているものと認める。